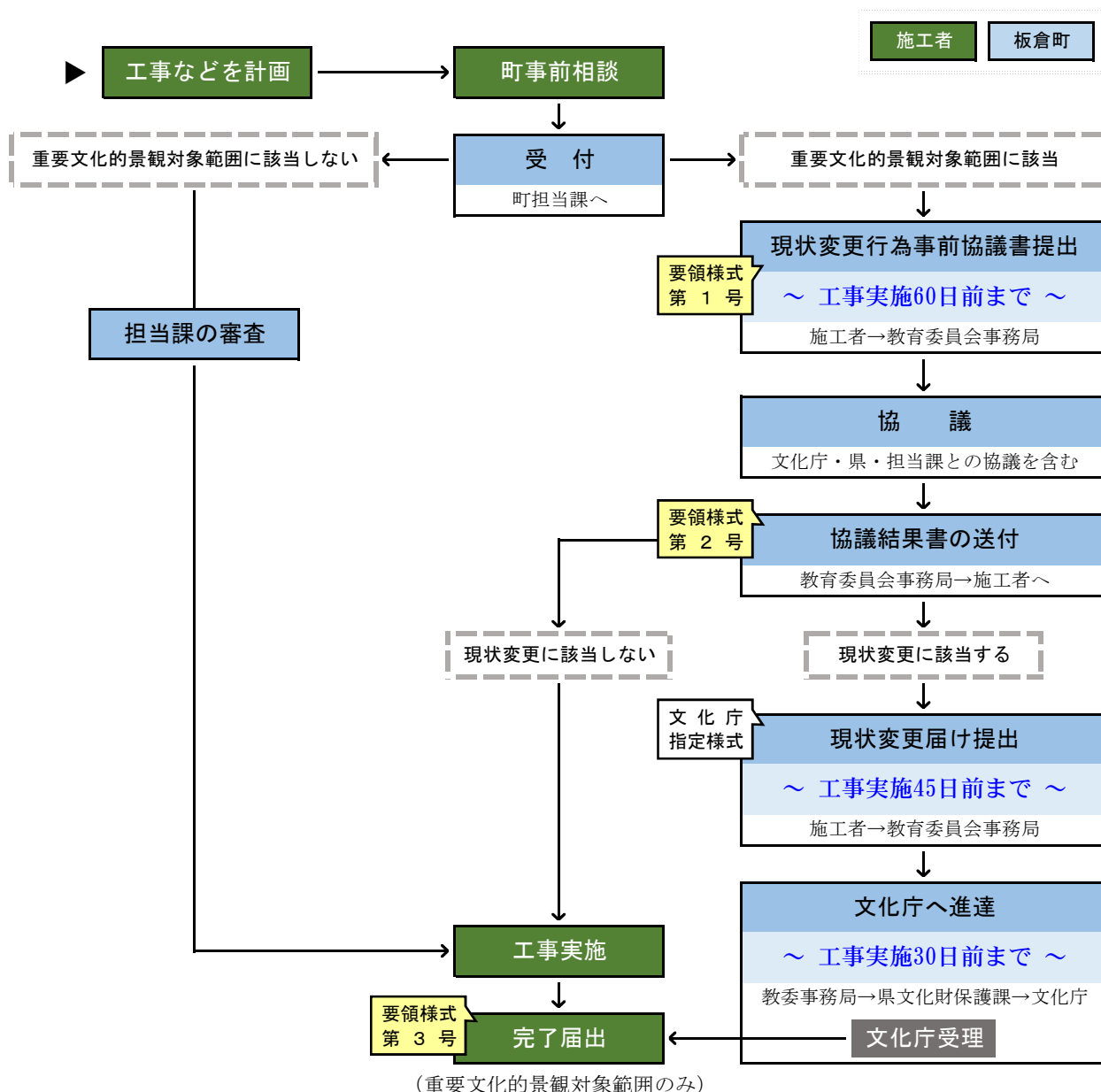


# 重要文化的景観現状変更に係る事前協議及び変更届の流れ



## 【町担当窓口について】

工事・河川関係 → 都市建設課まで / 農地関係 → 産業振興課まで / 文化財関係 → 教育委員会事務局（中央公民館内 生涯学習係）まで  
※重要文化的景観対象範囲であれば担当課経由で教育委員会事務局へ

## 【事前協議について】

施工者は、その行為が重要文化的景観対象範囲に該当する場合、工事実施60日前までに現状変更行為事前協議書（様式第1号）を教育委員会事務局に提出すること。

事前協議は関係課を含め行う。※必要に応じ施工者を含め行う。

協議により、文化的景観の保存上影響があると認められる場合（地区別景観保存方針に適さない場合）、工事内容などが見直しになることがある。

協議の結果については、協議結果書（様式第2号）を教育委員会事務局から施工者へ通知する。

## 【現状変更届について】

現状変更該当する場合、工事実施45日前までに現状変更届（別途文化庁様式）を教育委員会事務局に提出すること。

## 【完了届出について】

工事を完了又は中止する場合、現状変更行為（完了・中止）届出書（様式第3号）を教育委員会事務局に提出すること。